平成２４年（フ）第９４号
長野市大字鶴賀緑町2213番地１
破産者　ビューテイーサロン千鶴有限会社
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
静岡県浜松市浜北区中瀬7136番地の105
破産者　有限会社クリエイト
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７５４号
名古屋市緑区大高町字西千正坊21番地
破産者　株式会社ジョビ・ディア
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６４６号
愛知県常滑市瀬木町２丁目37番地
破産者　有限会社オフト村田造形工舎
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８１９号
大阪府東大阪市北石切町11番９号
破産者　有限会社ダイユウキ建設
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１５号
大阪市城東区成育３丁目19番６―401号
破産者　株式会社Ｇｅｎｅｓｙｓ（旧商号株式会社ジェネット・株式会社シードラーズ・株式会社ウインズ）
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３号
神戸市北区花山東町１番９―101号
破産者　有限会社ウカイ
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１号
兵庫県宝塚市美座２丁目18番３号
破産者　丸富建設株式会社
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４１９号
兵庫県伊丹市桑津１丁目１番17号
破産者　株式会社ＭＳ技研
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県川西市大和東４丁目７番地の15
破産者　株式会社大竹
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１２号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目30番地
破産者　有限会社エヌ・アイ電子
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１７号
兵庫県姫路市東延末５丁目56番地
破産者　有限会社喜通
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２７号
奈良県生駒市東生駒４丁目500番地63
破産者　日本ケミカル株式会社
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２４号
岡山市南区郡2983番地
破産者　株式会社ＪＫＰ―ｎｅｔ．
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５３号
岡山市北区撫川239番地
破産者　所司　二郎
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
岡山市中区藤崎66番地
破産者　有限会社入谷商店
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
岡山県倉敷市児島塩生348番地の88
破産者　有限会社ウワモリピーアンドイン
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市児島塩生348番地88
破産者　上森新二郎
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市児島塩生348番地88
破産者　上森　廣美
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２３号
熊本市南区城南町赤見1349番地の３
破産者　有限会社ダイコウ印刷
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
熊本市南区近見３丁目12番68号
破産者　有限会社サンセイ技研
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１２号
熊本市北区室園町１番１号
破産者　有限会社マルイシ商店
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係